

# 愛媛県再犯防止推進計画

～地域社会の一員として円滑な社会復帰支援へ～

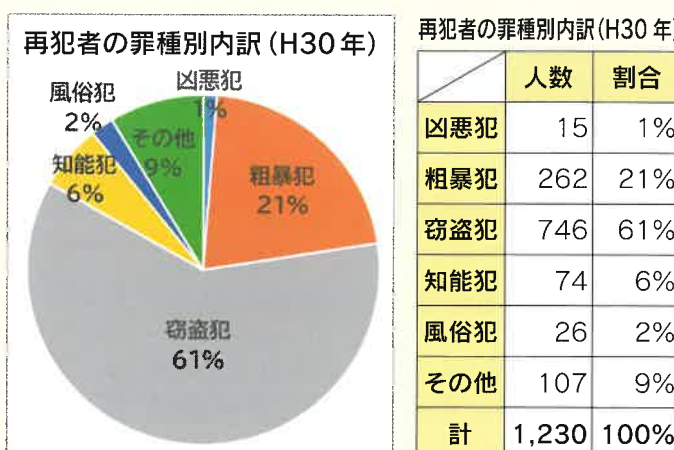
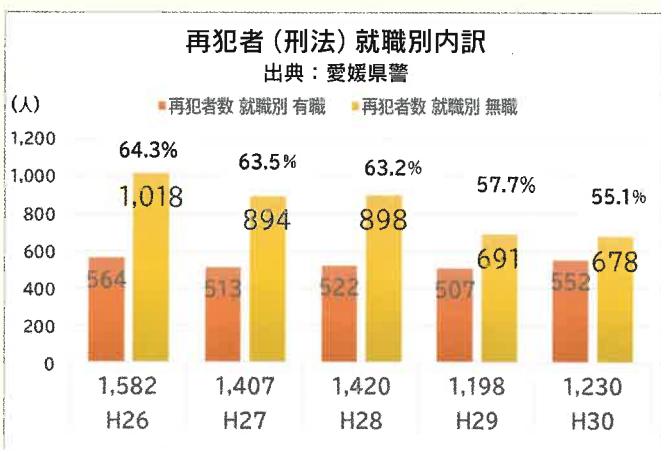
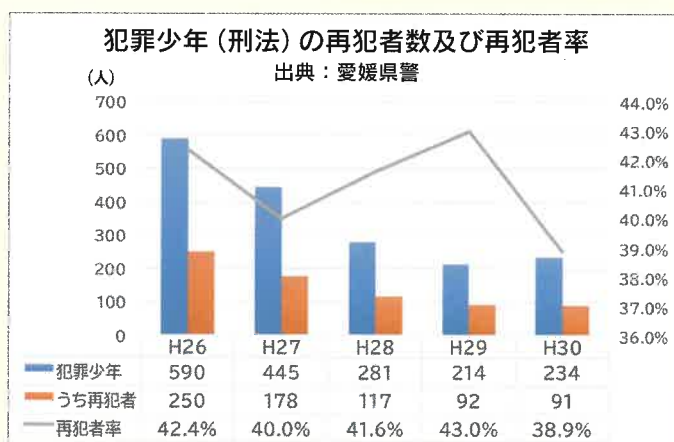
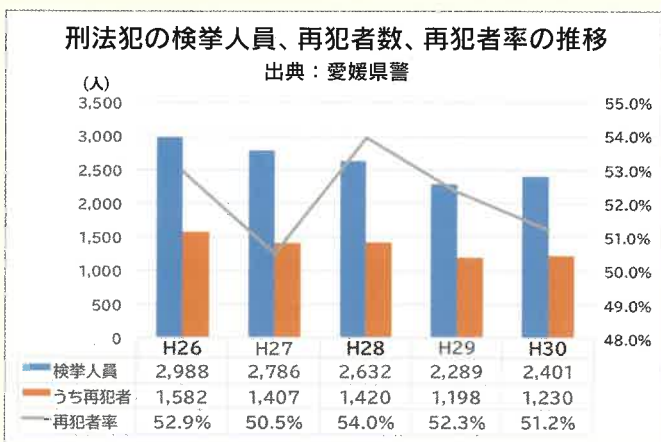
## 計画策定の背景・趣旨

愛媛県における刑法犯認知件数は、平成15年をピークに減少が続いていますが、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は、ここ数年一貫して5割を超えており、全国の再犯者率よりも高い状況となっています。

また、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。）が成立・施行された背景には、犯罪や非行をした者の中には、住居や就労先を確保できないまま出所する者や、貧困、孤独、疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えた者が、十分な支援を受けることができず、再び犯罪等を行ってしまうという実態があります。

これらの状況を受け、愛媛県では、国との適切な役割分担のもと、本県の状況に応じた再犯防止施策を実施するため、「愛媛県再犯防止推進計画」を策定しました。

## 愛媛県における再犯防止をとりまく状況



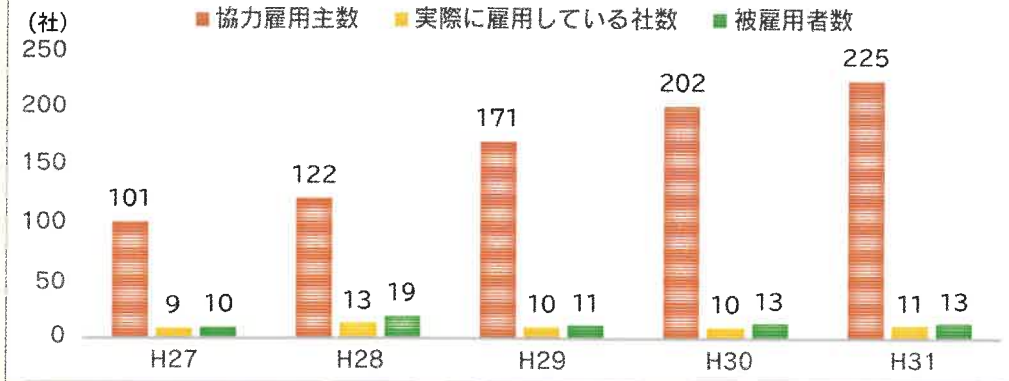
愛媛県における再犯防止推進  
についてはこちら（県HP）➡

<https://www.pref.ehim.jp/h15>

<https://www.pref.ehime.jp/h15/nkeikaku.html>

### 協力雇用主の登録や雇用の状況 (4月1日時点)

出典：法務省



●登録数は大きく増加しているが、実雇用は低い状態で横ばいである。

○協力雇用主とは：

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

## 計画の目標

犯罪や非行をした人たちが、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、円滑に社会復帰できるよう支援することを通じて、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 重点課題

- 1 国・市町・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービス利用の促進
- 4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- 6 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進



### 計画の支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者。

### 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間

### 計画の成果指標

○刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少  
基準値：1,230人（平成30年実績）

↓  
目標値：950人（令和5年）

## 計画の推進体制

愛媛県再犯防止推進会議  
【国・地方公共団体・民間団体  
・有識者（事務局：愛媛県）】

再犯防止に係る情報共有・  
連携推進、計画の評価等進行管理

社会復帰支援による再犯防止  
連絡調整会議【庁内】

- ・全庁的な視点で課題・取組を検討
- ・県長期計画、関連分野の個別計画との整合・連携を図りながら施策を推進

地域別再犯防止推進会議（研修、顔の見える関係構築等）

地域における社会復帰支援ネットワーク  
（刑事司法関係機関等からの円滑なつなぎ、息の長い支援）

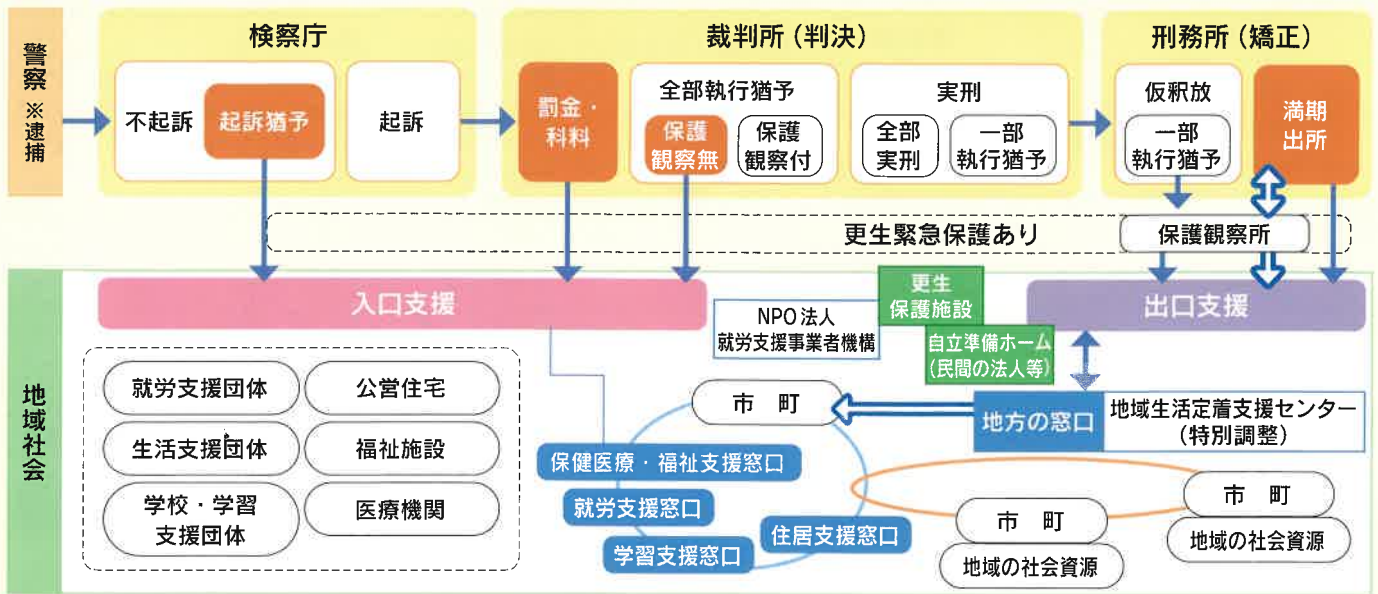
誰もが安心して暮らせる社会



## 施策の基本的な方向性と主な取組み

重点課題	基本的な方向性		主な取組み	
<b>1</b> 国・市町・民間団体等との連携強化等	国・市町・民間団体等	①国、民間団体等との連携強化への取組	・国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークを構築し、全ての支援対象者及びその家族等に対する一元的な相談体制の整備や、地域資源の充実を図る。	
		②市町と連携した施策の推進		
<b>2</b> 就労・住居の確保等	就 労	①就労に必要な基礎知識や技能等の習得	・関係機関と協力し、支援対象者個々の特性や実情に応じた就労支援事業へのコーディネートを行い、就労後の生活安定に向けたフォローアップを含めた立ち直り支援に取り組む。	
		②就職や職場定着に向けた相談・支援の取組		
		③協力雇用主の確保等		・協力雇用主の社会的評価の向上に努める。
		④事業者の更生保護活動に対する支援		・協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、コレワーク（矯正就労支援情報センター室）等と協力し、研修会を開催する。
		⑤福祉的な支援が必要な人に対する就労支援		・障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により福祉的就労につなげる。
		⑥一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保		・ソーシャルファーム（一般就労が難しい人とそうでない人が共に働く社会的企業）の活用を検討する。
		⑦保護観察対象者の雇用		・保護観察対象少年を、民間就労へのつなぎを前提に会計年度任用職員として雇用することを検討する。
	住 居	①地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援	・借り上げ住居等で働ける就労先の確保や、保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進する。	
		②賃貸住宅の供給促進		
		③公営住宅への受け入れ		・保証人を確保できない低所得者等に配慮する。
④一時的な居場所の確保		・自立準備ホーム制度の周知と登録増に協力する。		
<b>3</b> 保健医療・福祉サービスの利用促進	高齢者又は障がいのある人	①福祉的支援の実施体制の充実 ②保健医療・福祉サービスの提供	・必要なサービスにつながるよう、多機関による研修・意見交換等や、矯正施設等と連携した手続きの円滑化に取り組む。	
	薬物依存を有する者	①薬物依存症に関する広報・相談支援の充実		・相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、関係機関を通じて周知する。
		②治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実 ③関係機関・団体等の連携強化		
<b>4</b> 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	非行の防止	①学校における適切な教育・指導の実施	・関係職員や地域の青少年健全育成関係民間協力者等が適切な相談支援ができるよう、松山法務少年支援センター等との連携を図りながら、知識・対応力向上に取り組む。	
		②地域における少年の立ち直り支援		
	修学支援	①学校や地域における学び直しのための支援	・自立援助ホームに入居中の少年の学び直し支援や、中途退学した生徒への再修学に関する情報提供などを行う。	
		②少年院や保護観察所等と連携した取組の検討	・少年院在院中又は出院後に復学する者等についてケース検討会を実施するなど、円滑な学びを継続。松山学園における読書の取組に協力する。	
<b>5</b> 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	特性に応じた効果的な支援	①特性に応じた効果的な支援（少年、子どもへの暴力的性犯罪者、ストーカー加害者等）	・保護処分の審判を受けた触法少年については、特性に応じ、法務少年支援センターや保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行う。	
<b>6</b> 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	民間協力者の活動	①民間ボランティアの活動に係る支援	・就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等のリーフレット等を作成し、社会復帰支援機関に配布し、活用する。	
		②更生保護活動者に対する顕彰		
<b>6</b> 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	広報・啓発活動	①広報・啓発活動の推進	・矯正施設等が実施する施設見学会や地域交流事業等への参画、県民への広報に協力する。	

## 刑事司法手続きの流れ概要（成人）・刑事司法関係機関との連携



## 地域における主な支援関係機関等

### ★就労支援

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室) ※ R2年7月開設	0120-29-5089 ※ 6月末までコレワーク 近畿が対応	NPO法人愛媛県就労支援事業者機構	089-941-6158
		えひめ若者サポートステーション	089-948-2832

\*障害者就業・生活支援センター：障がい保健福祉6圏域に所在（宇摩、新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島）

### ★住宅支援（愛媛県指定住宅確保要配慮者居住支援法人：所在地県内分）

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
NPO法人ささえる	089-909-6412	一般社団法人くらしの窓口	089-915-1888
NPO法人SHARE LIFE DESIGN	089-906-8600	NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター	089-964-8500

\*県営・市町営住宅：各住宅を所管している県または市町の担当課

### ★保健医療・福祉支援

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
愛媛県地域生活定着支援センター (愛媛県社会福祉協議会内)	089-921-8353	愛媛県心と体の健康センター (愛媛県総合保健福祉センター内)	089-911-3880

\*生活困窮者自立支援制度相談窓口：各市町社会福祉協議会（宇和島市、西予市は市役所）

\*保健所：四国中央、西条、今治、松山市、中予、八幡浜、宇和島

### ★その他更生保護・支援

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
更生保護法人愛媛県更生保護会	089-972-0714	松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所内)	089-952-2846
愛媛県警察少年サポートセンター (愛媛県警察本部少年課内)	089-934-0110	愛媛県保護司会連合会, 更生保護女性連盟, BBS連盟 (松山保護観察所内)	089-941-9983

## 再犯防止啓発月間等

○7月 「社会を明るくする運動」 強調月間、再犯防止啓発月間、青少年の非行・被害防止強調月間

○10月11日 「安全安心なまちづくりの日」

お問い合わせ

愛媛県 県民環境部県民生活局県民生活課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL: 089-912-2336

